

# 令和5年度第3回出雲市子ども・子育て会議

日時：令和6年3月15日（金）14：00～15：30

会場：出雲市役所3階庁議室

## 議事次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

- (1) 令和6年度の認可保育所等・認定こども園（幼稚園部）の定員について 資料 1

### 4 報 告

- (1) ヤングケアラー実態調査の結果について 資料 2

### 5 その他

- (1) 「出雲市こども計画」の策定について 資料 3  
(2) 「今後の市立幼稚園のあり方」の検討状況について

### 6 閉 会

## 令和6年度の認可保育所等・認定こども園（幼稚園部）の定員について

認可保育所等の定員については、第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、年次的に定員増を図ることとしています。一方、人口が減少傾向にある地域の施設では、入所希望が減少しています。

結果的に、令和6年度の認可保育所等の総定員は、下記のとおり、現在から10人減の5,957人となる見込みです。

また、認定こども園（幼稚園部）の定員については、入所希望の低下により、現在から10人減の100人となる見込みです。

### 記

#### 1. 令和6年度認可保育所等の定員改定施設一覧

施設名		R5年度 定員(人)	増減数 (人)	R6年度 定員(人)	備考
1	神門第Ⅱ保育園	80	10	90	増改築に伴う定員増
2	みなみ保育所	150	▲20	130	入所児童減による 定員減
全体計		5,967	▲10	5,957	

#### 2. 令和6年度認定こども園（幼稚園部）の定員改定施設一覧

施設名		R5年度 定員(人)	増減数 (人)	R6年度 定員(人)	備考
1	認定こども園 北陵幼稚園・北陵保育園	35	▲10	25	入園児童減による 定員減
全体計		110	▲10	100	

### 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

【計画】 第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画 中間年における見直し(令和5年3月)より

年度			R元	R2	R3	R4	R5	R6	
幼稚園	1号認定	3~5歳	量の見込み(①)	1,384	1,256	1,271	1,211	978	952
			確保方策(②)	2,460	2,470	2,470	2,470	2,435	2,435
			②-①	1,076	1,214	1,199	1,259	1,457	1,483
保育所	2号認定	3~5歳	量の見込み(③)	3,296	3,459	3,500	3,334	3,446	3,358
			確保方策(④)	3,300	3,131	3,152	3,173	3,193	3,358
			④-③	4	▲328	▲348	▲161	▲253	0
	3号認定	1~2歳	量の見込み(⑤)	2,396	2,295	2,300	2,406	2,417	2,544
			確保方策(⑥)	2,408	2,128	2,142	2,156	2,160	2,544
			⑥-⑤	12	▲167	▲158	▲250	▲257	0
		0歳	量の見込み(⑦)	395	418	417	417	384	379
			確保方策(⑧)	493	875	882	889	884	884
			⑧-⑦	98	457	465	472	500	505
	小計	量の見込み(⑨)	6,087	6,172	6,217	6,157	6,247	6,281	
		確保方策(⑩)	6,201	6,134	6,176	6,218	6,237	6,786	
		⑩-⑨	114	▲38	▲41	61	▲10	505	
合計	量の見込み(⑪)	7,471	7,428	7,488	7,368	7,225	7,233		
	確保方策(⑫)	8,661	8,604	8,646	8,688	8,672	9,221		
	⑫-⑪	1,190	1,176	1,158	1,320	1,447	1,988		

【実績】 R6は見込み

年度			R元	R2	R3	R4	R5	R6	
幼稚園	1号認定	3~5歳	量の見込み(①)	1,255	1,155	1,086	1,000	881	763
			確保方策(②)	2,505	2,460	2,460	2,435	2,435	<b>2,425</b>
			②-①	1,250	1,305	1,374	1,435	1,554	1,662
保育所	2号認定	3~5歳	量の見込み(③)	3,480	3,537	3,626	3,524	3,489	3,480
			確保方策(④)	3,108	3,152	3,174	3,179	3,196	3,192
			④-③	▲372	▲385	▲452	▲345	▲293	▲288
	3号認定	1~2歳	量の見込み(⑤)	2,444	2,406	2,371	2,359	2,438	2,440
			確保方策(⑥)	2,101	2,143	2,153	2,156	2,158	2,150
			⑥-⑤	▲343	▲263	▲218	▲203	▲280	▲290
		0歳	量の見込み(⑦)	395	396	355	375	350	306
			確保方策(⑧)	855	882	880	882	883	885
			⑧-⑦	460	486	525	507	533	579
	小計	量の見込み(⑨)	6,319	6,339	6,352	6,258	6,277	6,226	
		確保方策(⑩)	6,064	6,177	6,207	6,217	6,237	<b>6,227</b>	
		⑩-⑨	▲255	▲162	▲145	▲41	▲40	1	
合計	量の見込み(⑪)	7,574	7,494	7,438	7,258	7,158	6,989		
	確保方策(⑫)	8,569	8,637	8,667	8,652	8,672	8,652		
	⑫-⑪	995	1,143	1,229	1,394	1,514	1,663		

※各年度4月1日時点の人数

## ヤングケアラー実態調査の結果について

出雲市におけるヤングケアラーの実態や課題を把握し、今後の支援策の基礎資料とするとともに、児童生徒に対し、ヤングケアラーの正しい知識や相談窓口を知ってもらうことを目的として、アンケート調査を実施しましたので、その概要を報告します。

### 1. 調査対象及び回答状況

市内の学校に通う小学6年生、中学2年生、高校2年生

調査対象者	調査対象者数	有効回答数	回答率
小学6年生	1,557人	1,267人	81.4%
中学2年生	1,502人	963人	64.1%
高校2年生	1,522人	855人	56.2%
合計	4,581人	3,085人	67.3%

### 2. 調査内容

国が実施したヤングケアラーの実態に関する調査※に準じた内容

(小学6年生：19問 中学2年生：21問 高校2年生：22問)

※「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」、  
「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

### 3. 調査方法

各学校を通じ、児童生徒に依頼文（調査フォームの二次元コード等記載）を配布し、児童生徒用のタブレット等で回答（回答は任意）

### 4. 調査期間

令和5年9月11日(月)～10月11日(水)

### 5. 調査結果 [ ]内は概要版のページ

#### (1) 家族の世話の実態

・世話をしている家族が「いる」と回答した割合は、以下のとおり [P5]

調査対象者	出雲市	参考(国)
小学6年生	11.2% (8人に1人)	6.5% (15人に1人)
中学2年生	7.2% (13人に1人)	5.7% (17人に1人)
高校2年生	4.3% (23人に1人)	4.1% (24人に1人)

・世話の内容は、「家事」、「話を聞く」、「見守り」が高い傾向 [P6～7]

#### (2) 世話についての相談の有無

・世話について相談した経験が「ある」と回答した割合は10.0%未満 [P11]

・相談相手は「家族」が最も高い割合 [P12]

・相談したことがない理由として、以下の回答が高い割合 [P13]

「相談するほどの悩みではない」

「相談しても何も変わらないから」

「家族外の人に相談するような悩みではない」

### (3) 学校や大人に求める支援

以下の回答が高い割合 [P14~15]

- ・「話を聞いてほしい」
- ・「相談にのってほしい」
- ・「勉強を教えてほしい」
- ・「自由に使える時間がほしい」

### (4) ヤングケアラーの自己認識と認知度 ※中高生のみ設問

- ・自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した割合は以下のとおり [P15]

調査対象者	出雲市	参考(国)
中学2年生	1.0%	1.8%
高校2年生	1.9%	2.3%

- ・ヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は、以下のとおり [P16]

調査対象者	出雲市	参考(国)
中学2年生	27.3%	6.3%
高校2年生	49.5%	5.7%

## 6. 今後の支援の方向性

### (1) 「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と周知啓発

子どもが子どもらしく将来への夢や希望を持ち続けられるよう、ヤングケアラーの相談支援につなげるためには、子ども自身が置かれた状況を認識するだけでなく、周囲の気付きを進めることも大切である。そのため、ヤングケアラーの正しい理解の推進と周知啓発に今後も努めていく。

### (2) 子どもの気持ちに寄り添ったサポート体制づくり

ケアを行う子どもの気持ちや状況は様々であるため、困ったときに安心して相談できる環境やサポート体制づくりが必要である。

市においても、相談窓口の周知に努めるとともに、支援のスムーズな橋渡しができる体制づくりを進めていく。

### (3) 福祉・教育・保健医療・地域団体（地域資源）など関係機関の連携した支援

ヤングケアラーが担う世話の内容は一律ではなく、時間の経過とともに支援内容も変化していくため、関係機関と連携し、継続した支援が必要である。

そのためには、福祉・教育・保健医療等のフォーマル（公的）な機関だけでなく、インフォーマルな地域団体と連携することも重要である。相談までは必要ない（あるいは相談しづらい）と思うヤングケアラーにとって、気軽に話せる身近な存在となりうる地域の団体は、支援につながる一つの受け皿になる可能性がある。こうした地域団体も含めた関係機関と日ごろから連携し、切れ目のない支援を行っていく。

出雲市  
ヤングケアラー実態調査  
調査報告書 概要版

令和6年3月  
出雲市

# 調査概要

## 1. 調査の目的

本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行うことで学校生活や学習に支障をきたしている「ヤングケアラー」が、子ども自身の権利が守られていないとして、近年、社会的に大きく注目されている。国においては、令和2年度及び令和3年度に実態調査が行われ、全国のヤングケアラーと思われる子どもの実態が把握されたところである。

このような背景があるなか、本市におけるヤングケアラーの実態や課題を把握し、今後の支援策の基礎資料とするとともに、児童生徒に対し、ヤングケアラーの正しい知識や相談窓口を知ってもらうことを目的として、アンケート調査を実施した。

### ヤングケアラーについて：

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) (参照 2023-12-20)

# 調査概要

## 2. 調査対象者

市内の学校に通う小学6年生、中学2年生、高校2年生（以下、「調査対象者」という。）を対象とする。  
（令和5年5月1日時点 児童生徒数）

対象	調査対象者数
小学6年生	1,557人
中学2年生	1,502人
高校2年生	1,522人
合計	4,581人

## 3. 調査方法

各学校を通じて児童生徒（調査対象者）向けに調査依頼文、保護者向け（高校を除く）に調査のお知らせ文を配布した。調査の実施については、市ホームページへも掲載。

児童生徒本人が、児童生徒用のタブレット等で、調査依頼文のQRコードからWEB上のアンケートフォームにアクセスし、校内等で回答した。アンケートフォームの言語は日本語版及びポルトガル語版を作成した。

## 4. 調査期間

令和5年9月11日(月)～令和5年10月11日(水)

## 5. 回答状況

調査対象者	調査対象者数	有効回答数	回答率
小学6年生	1,557人	1,267人	81.4%
中学2年生	1,502人	963人	64.1%
高校2年生	1,522人	855人	56.2%
合計	4,581人	3,085人	67.3%

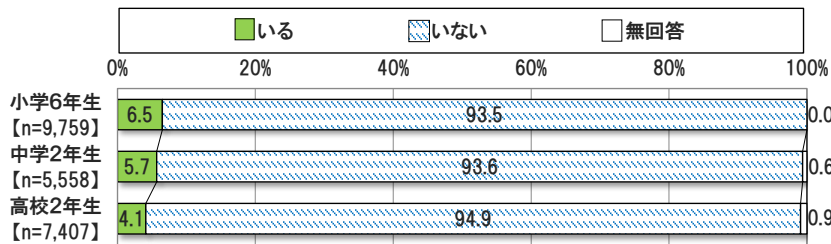
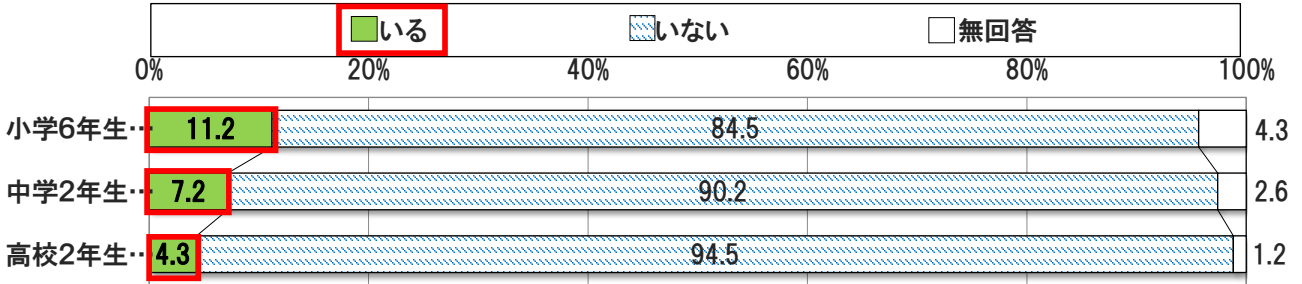
※有効回答数はWEB上のアンケートフォームの回答数で、各学年における日本語版とポルトガル語版の回答数の合計値

## 6. 集計・分析上の留意事項

- (1)調査票については、国の『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究』及び『令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究』（以下、上記2種の調査をまとめて「国の調査」という。）における調査票を参考に設問を作成している。集計・分析結果との比較資料として、国の調査の報告書を参照している。
- (2)回答結果の集計値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とまらない場合がある。
- (3)複数回答の設問は、該当設問の有効回答数を基数とし集計しているため、合計が100%を超える場合がある。
- (4)各設問の有効回答数はグラフ中に[n=○]で表記している。

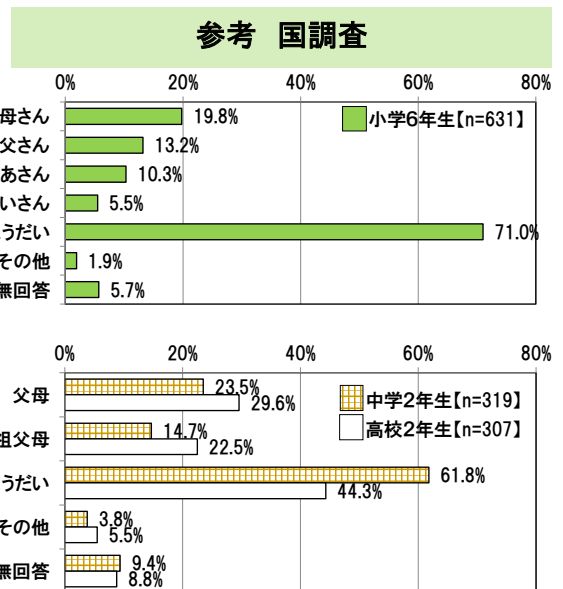
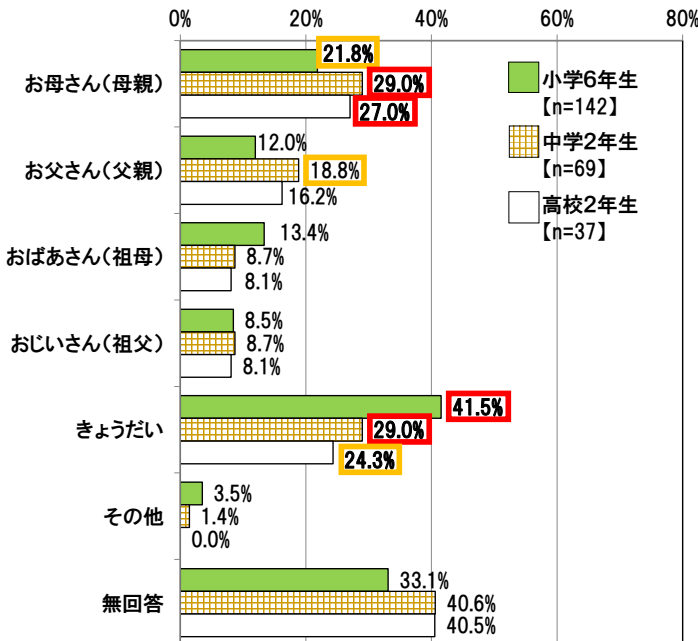
# ① お世話をしている家族の有無

- 「いる」は、小学6年生で**11.2%**(8人に1人)、中学2年生で**7.2%**(13人に1人)、高校2年生で**4.3%**(23人に1人)となっている。低学年になるにつれて割合が増えている傾向が見える。
- 国の調査では、小学6年生で**6.5%**(15人に1人)、中学2年生で**5.7%**(17人に1人)、高校2年生で**4.1%**(24人に1人)であり、本市の割合が高くなっている。



# ② お世話を必要としている家族

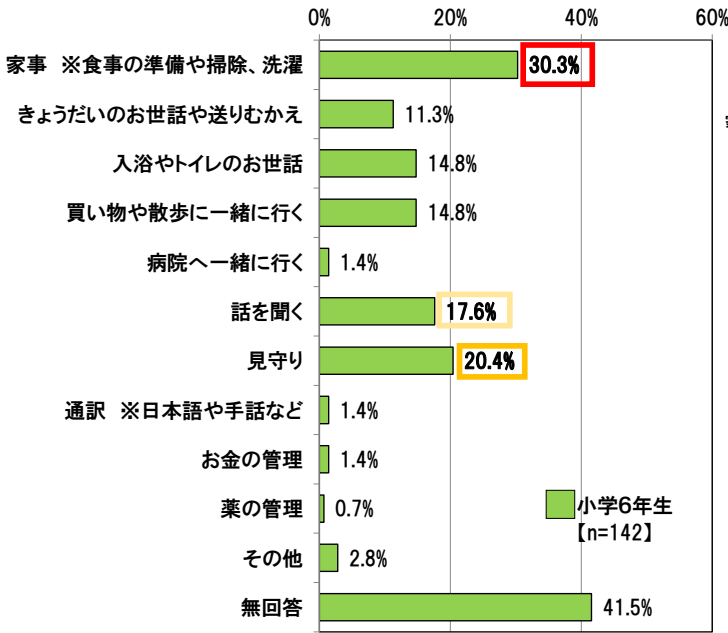
- お世話を必要としている家族は、すべての学年で「きょうだい」や「お母さん(母親)」が高くなっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、国の調査結果と類似した傾向である。



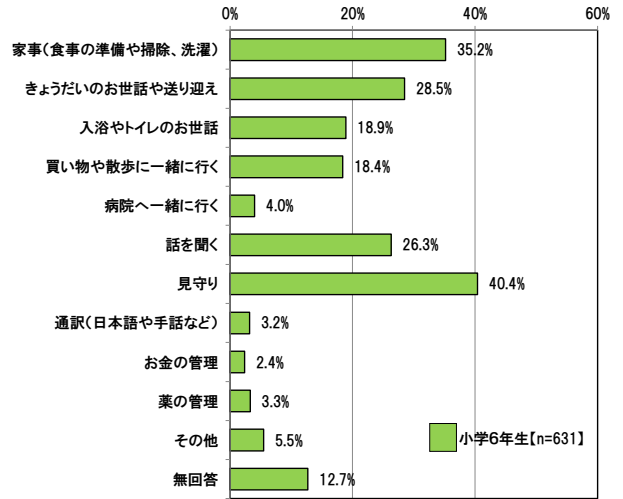


### ③ お世話の内容(小学6年生)

- お世話の内容は、小学6年生は「家事 ※食事の準備や掃除、洗濯」(30.3%)や「見守り」(20.4%)、「話を聞く」(17.6%)が高くなっている。

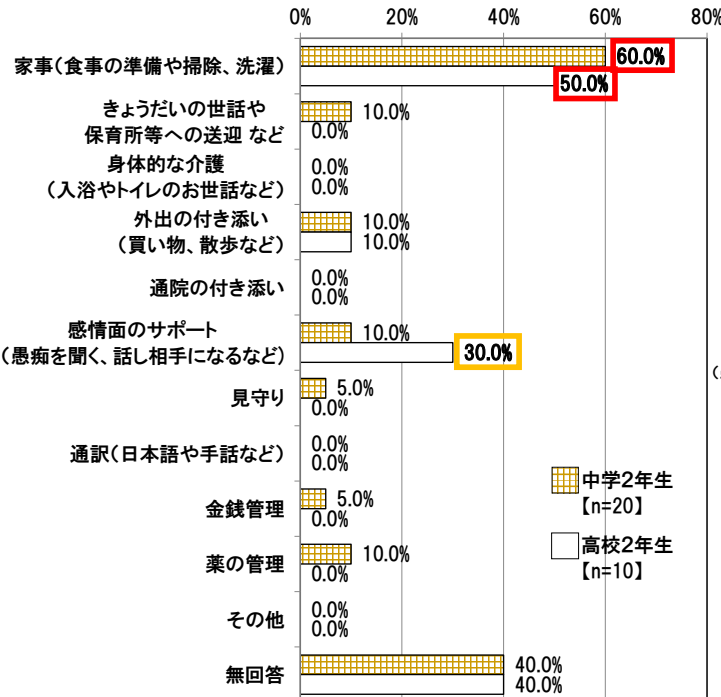


#### 参考 国調査

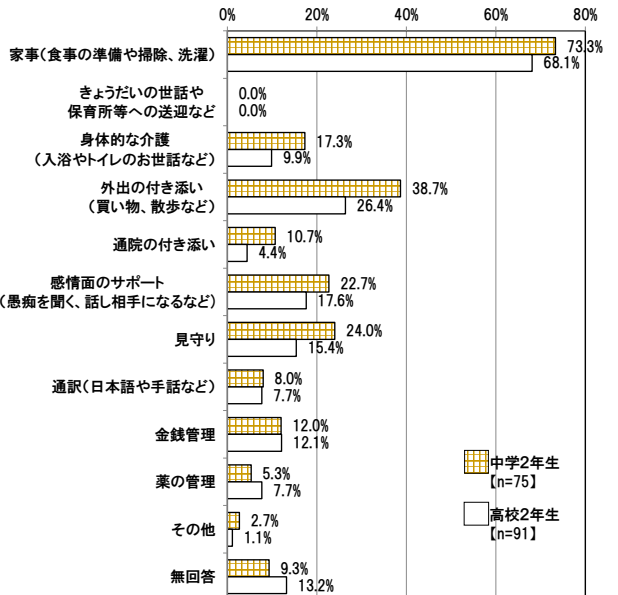


### ④ お世話の内容(父母)(中学2年生、高校2年生)

- 中学2年生、高校2年生の父母のお世話の内容は、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が高くなっている。そのほかでは、高校2年生は「感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)」(30.0%)が高くなっている。

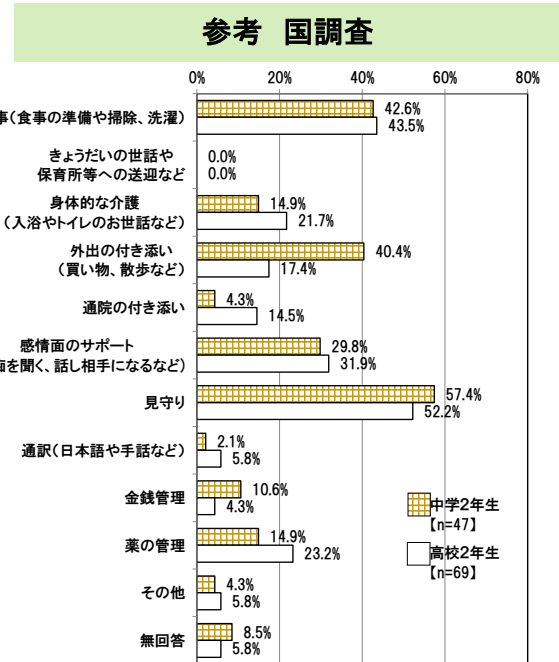
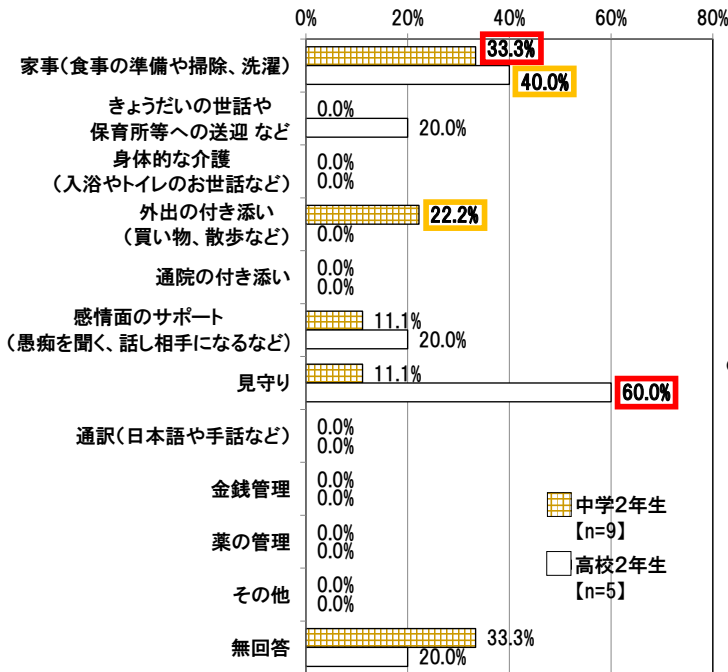


#### 参考 国調査



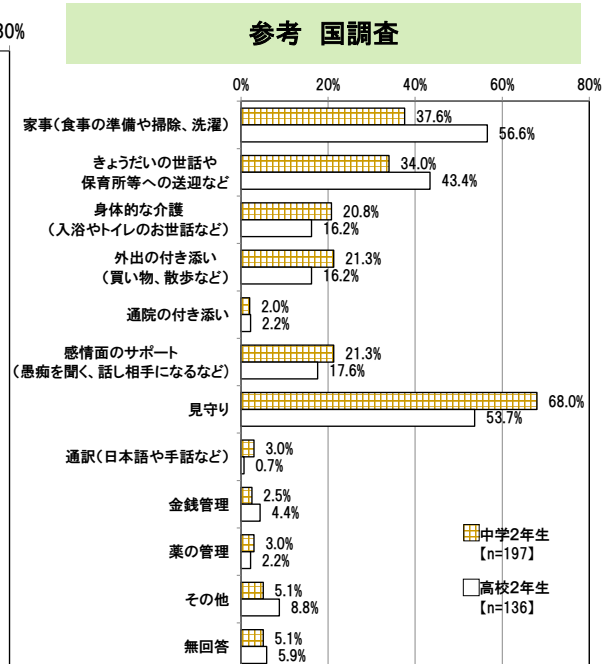
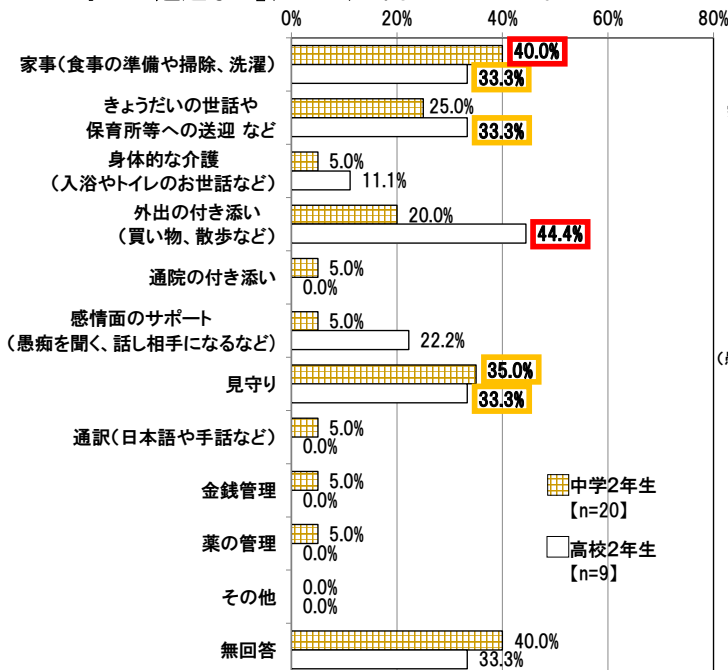
## ⑤ お世話の内容(祖父母)(中学2年生、高校2年生)

- 中学2年生、高校2年生の祖父母の世話の内容は、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が高くなっている。高校2年生では「見守り」(60.0%)が最も高くなっている。



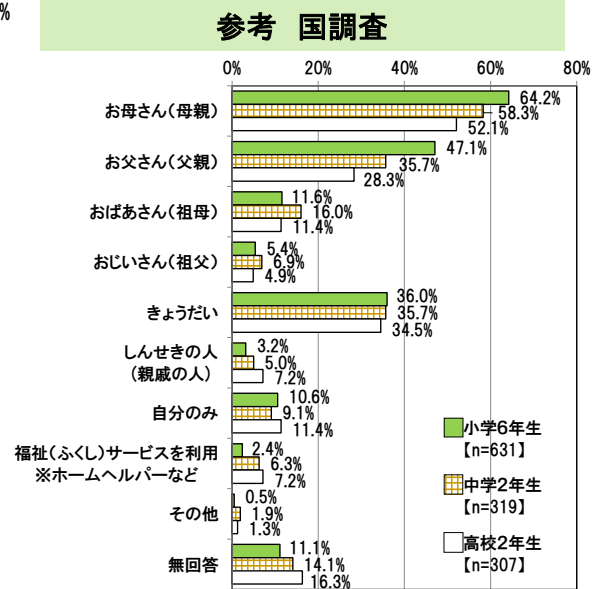
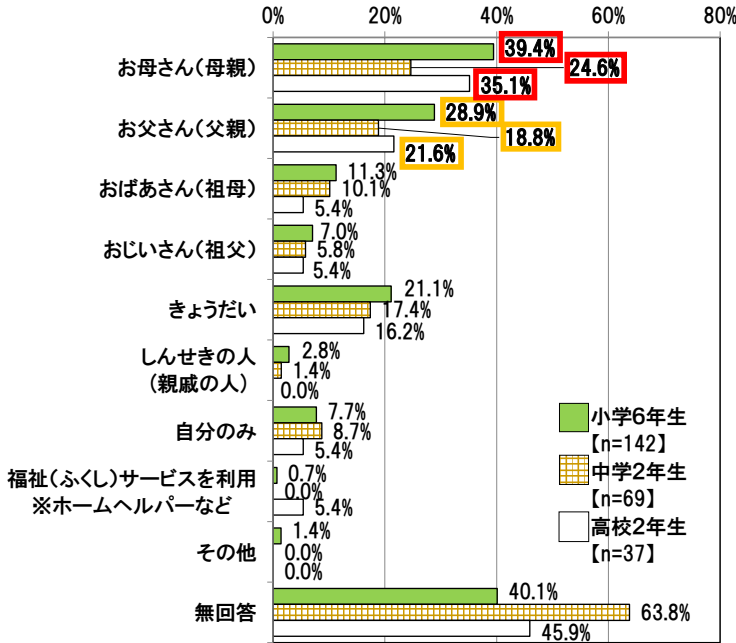
## ⑥ お世話の内容(きょうだい)(中学2年生、高校2年生)

- 中学2年生、高校2年生のきょうだいの世話の内容は、「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」、「見守り」が高くなっている。そのほかでは、高校2年生の「外出の付き添い(買い物、散歩など)」(44.4%)や「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」(33.3%)が高くなっている。



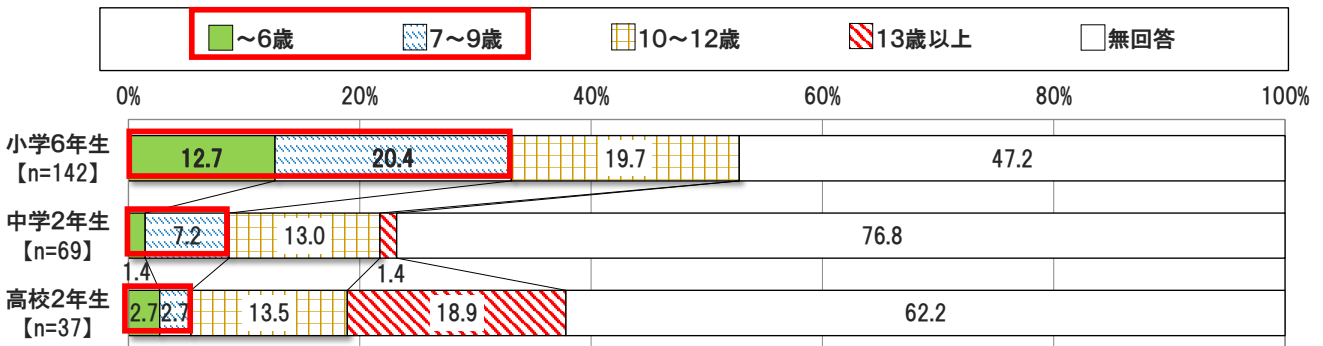
## ⑦ 世話を一緒にしている人

- すべての学年で「お母さん(母親)」が最も高くなっている。次いで「お父さん(父親)」、「きょうだい」が高くなっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、国の調査結果と類似した傾向である。

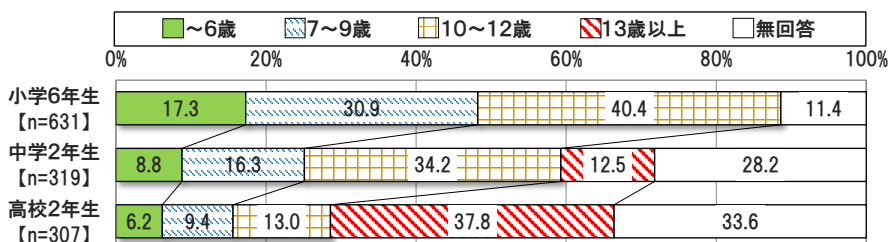


## ⑧ 世話を始めた年齢

- 10歳未満と回答した割合は、小学6年生が33.1%、中学2年生が8.6%、高校2年生が5.4%となっている。低学年になるにつれて割合がともに増加しており、特に小学6年生が高くなっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、国の調査結果と類似した傾向である。

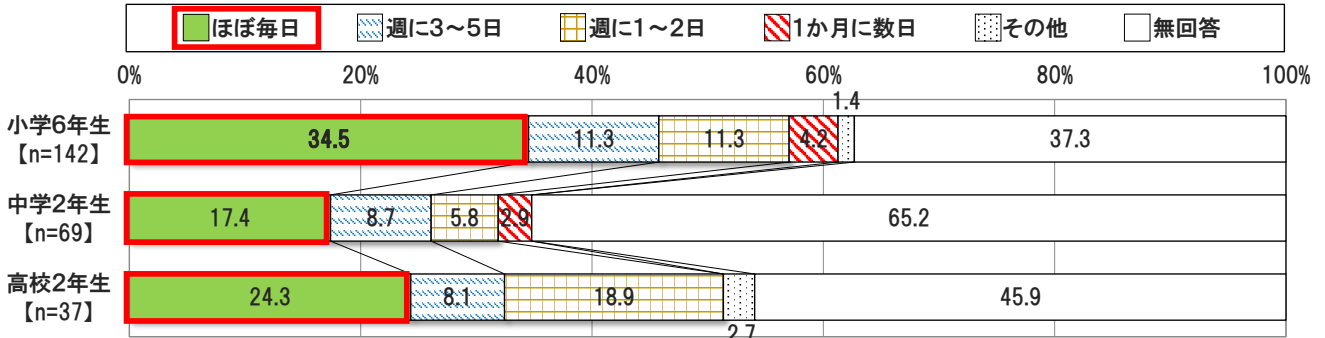


### 参考 国調査

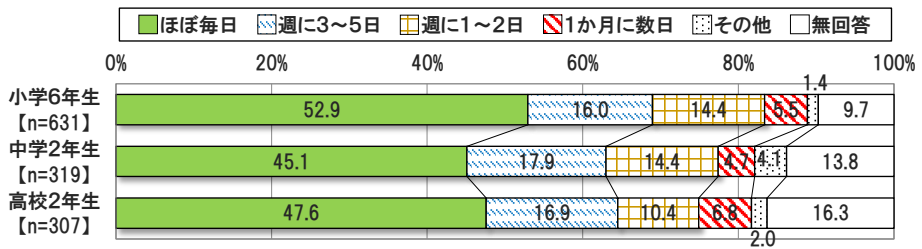


## ⑨ 世話をしている頻度

- 世話をしている頻度は、小学6年生は**34.5%**、中学2年生は**17.4%**、高校2年生は**24.3%**が「**ほぼ毎日**」で最も高くなっている。小学6年生は「ほぼ毎日」(34.5%)がほかの学年と比較して高くなっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、国の調査結果と比べて全体的に「ほぼ毎日」の割合は低くなっている。

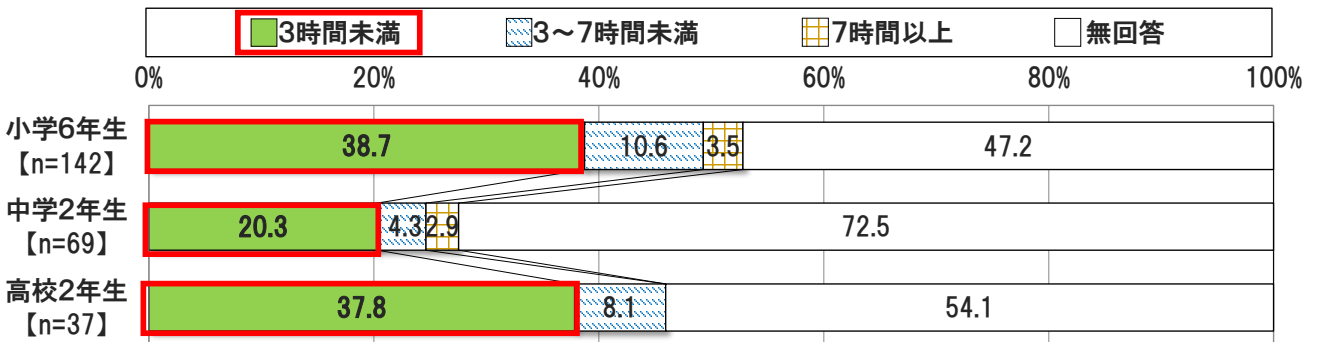


参考  
国調査

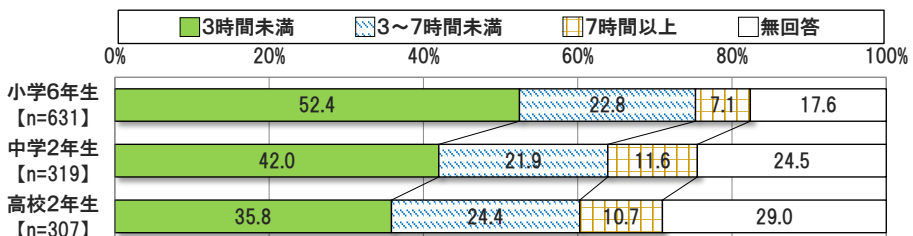


## ⑩ 平日1日当たりの世화에費やす時間

- 世화에費やす時間は、すべての学年で「**3時間未満**」が最も高くなっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、3時間以上は国の調査結果と比べて低くなっている。

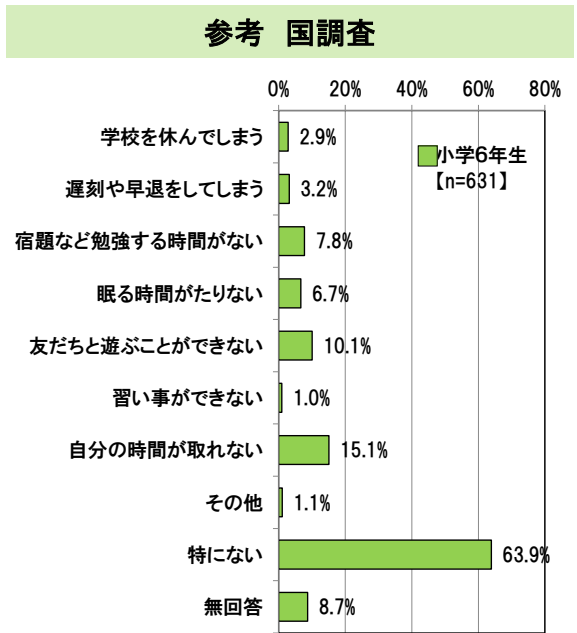
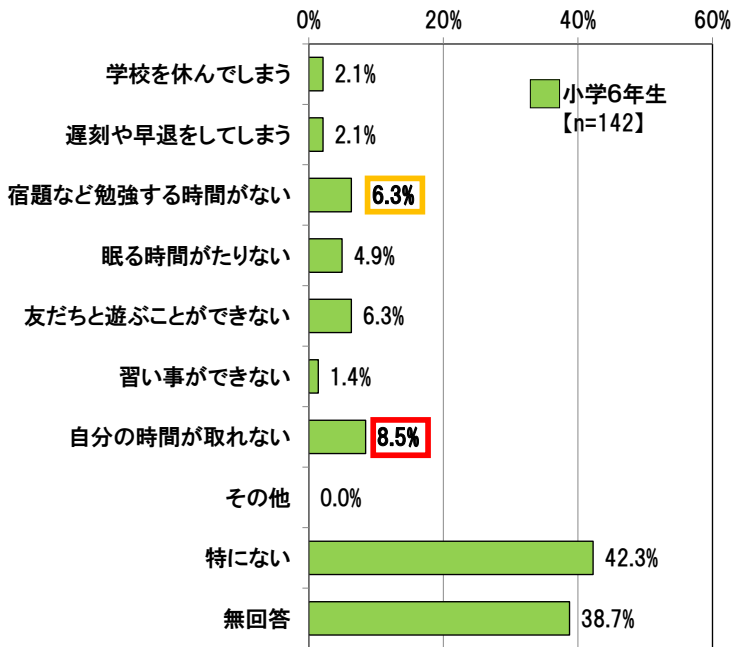


参考  
国調査



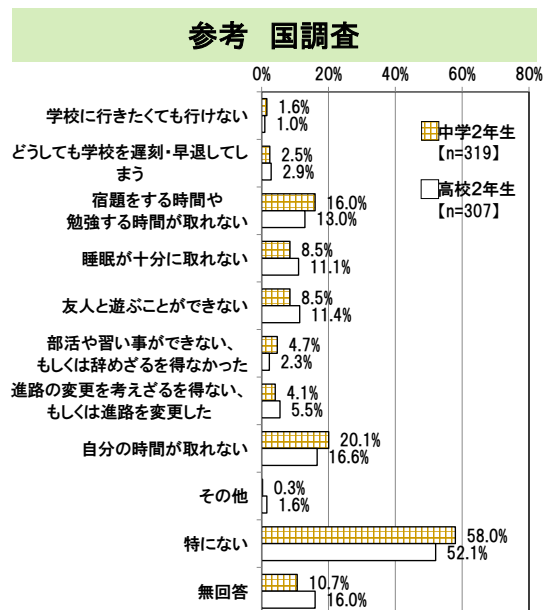
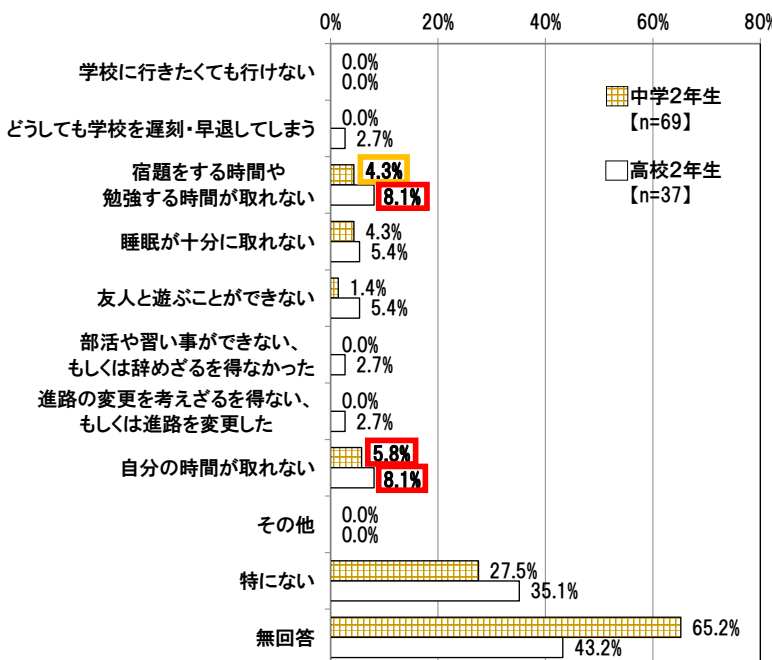
# ⑪ お世話をしているために、やりたいけれどできていないこと(小学6年生)

● 考察は⑫へ記載する。



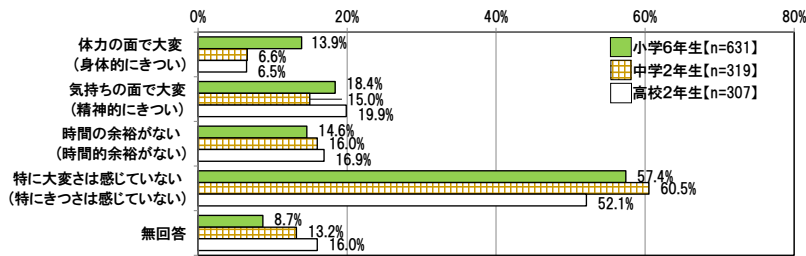
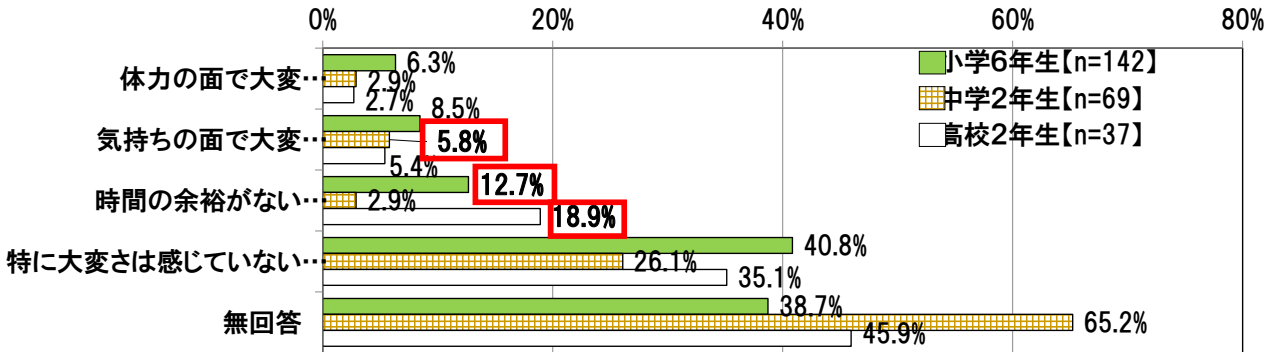
# ⑫ お世話をしているために、やりたいけれどできていないこと(中学2年生、高校2年生)

● 各世代「特になし」が最も高くなっている。そのほかでは、「自分の時間が取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない(宿題など勉強する時間がない)」が高くなっている。



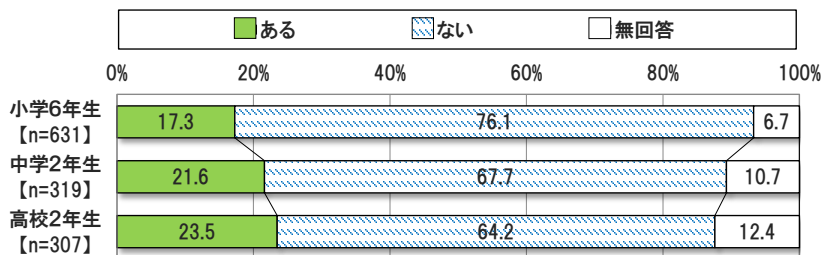
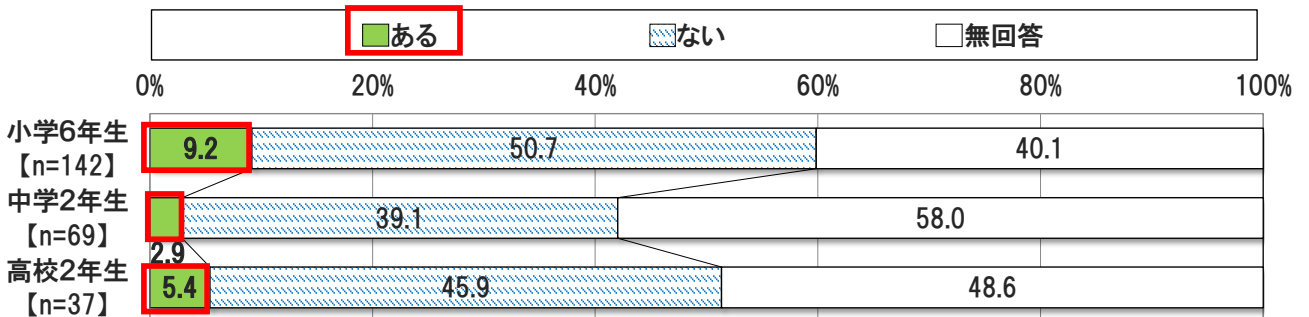
# ⑬ 世話の大変さ

- 各世代「特に大変さは感じていない」が最も高くなっている。そのほかでは、小学6年生、高校2年生では「時間の余裕がない(時間的余裕がない)」が高くなっている。また、中学2年生では、「気持ちの面で大変(精神的にきつい)」が高くなっている。



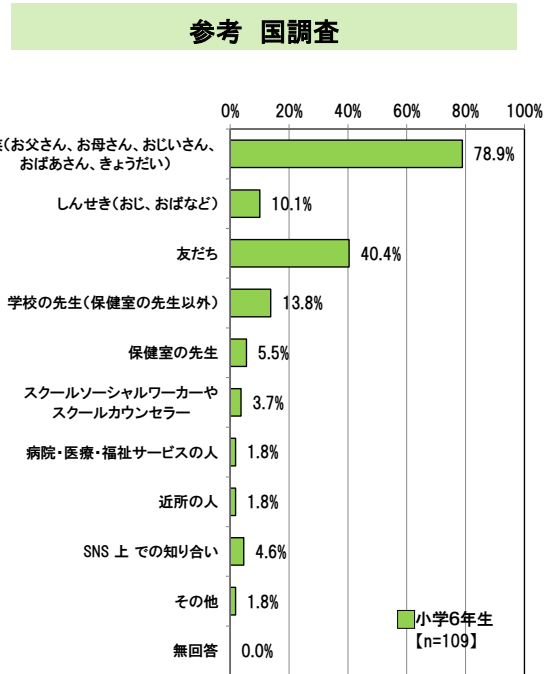
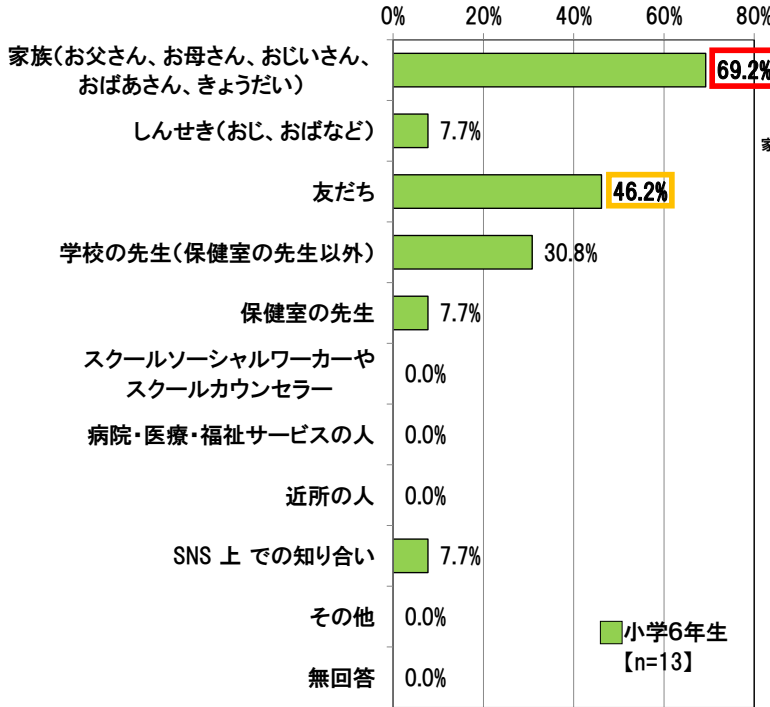
# ⑭ 世話について相談した経験

- すべての学年で「ある」が10.0%未満となっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、国の調査結果と比べて「ある」の割合が低くなっている。



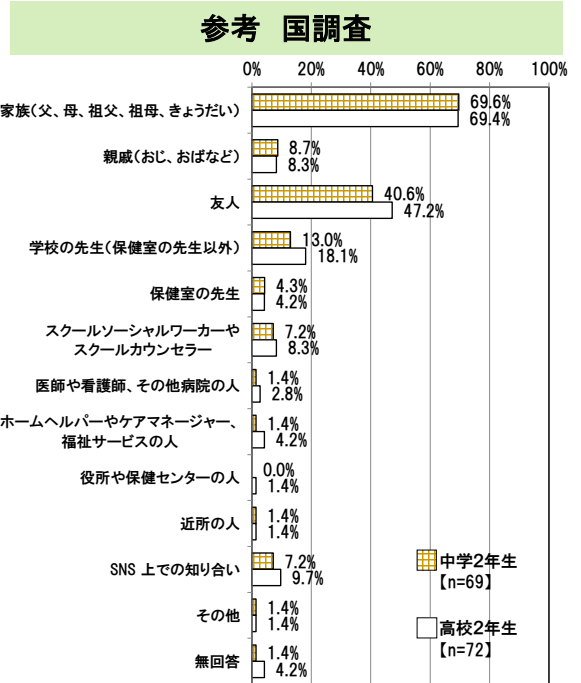
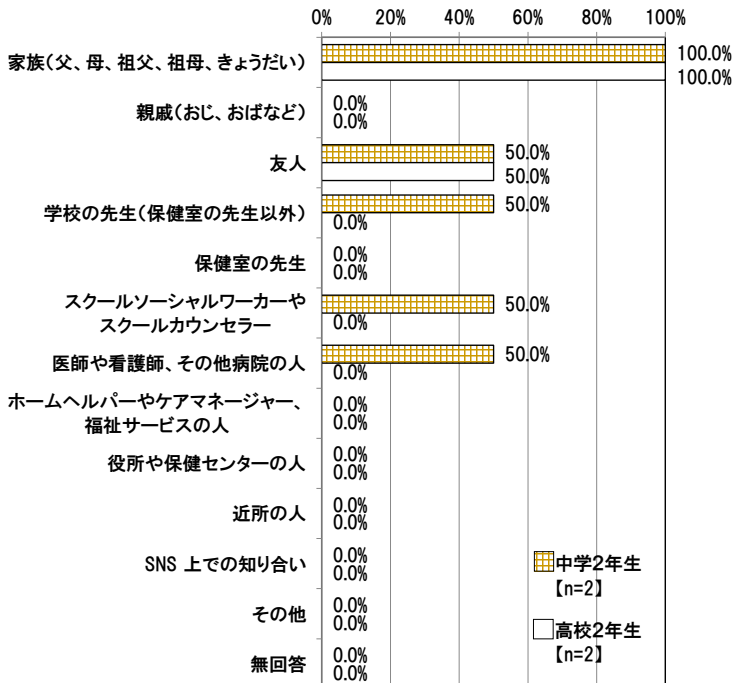
# ⑮ 世話についての相談相手(小学6年生)

● 考察は⑮へ記載する。



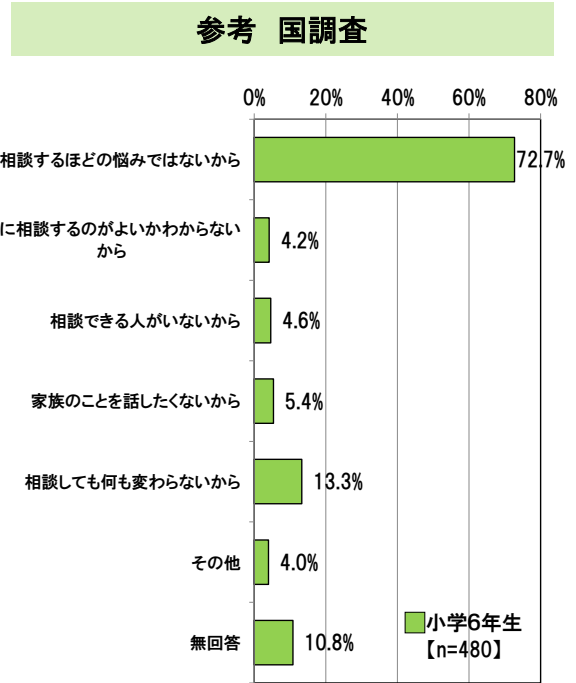
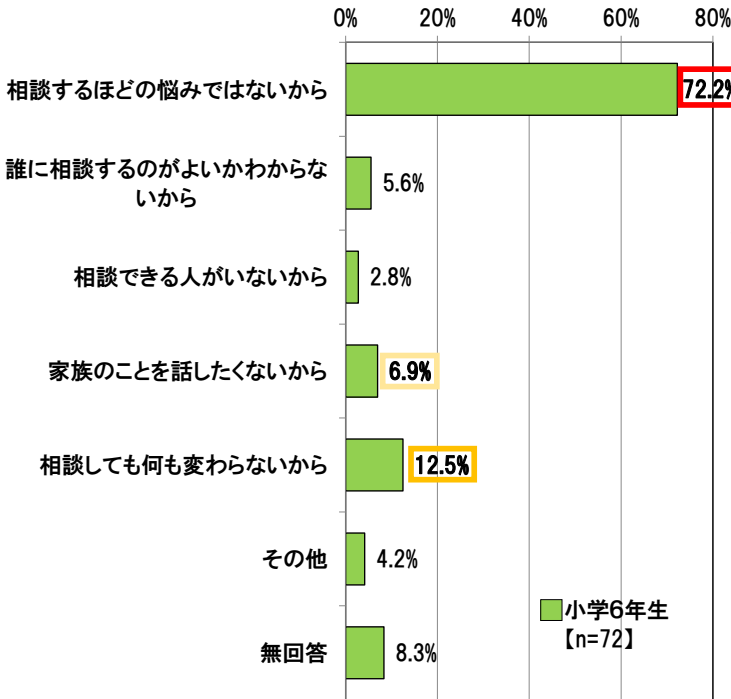
# ⑯ 世話についての相談相手(中学2年生、高校2年生)

● すべての学年で「家族(父、母、祖父、祖母、きょうだい)」が最も高くなっている。次いで「友人」、「学校の先生(保健室の先生以外)」が高くなっている。



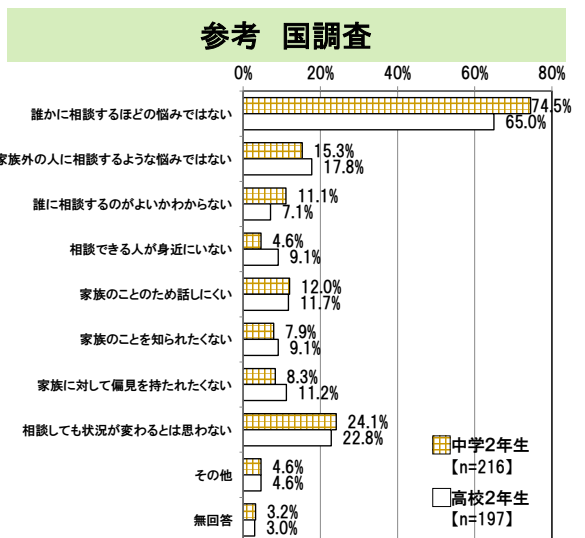
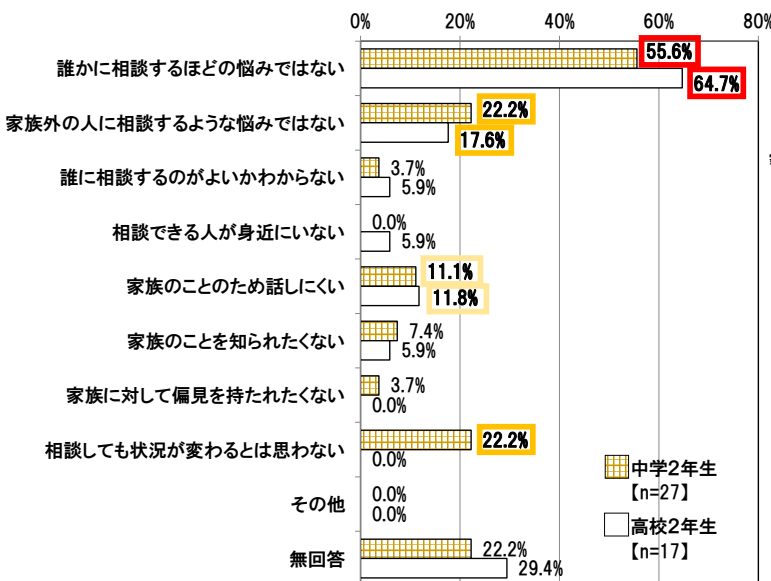
# ⑰ 世話について相談したことがない理由(小学6年生)

● 考察は⑱へ記載する。



# ⑱ 世話について相談したことがない理由(中学2年生、高校2年生)

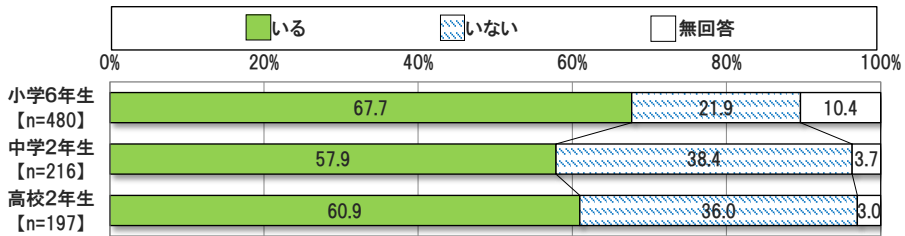
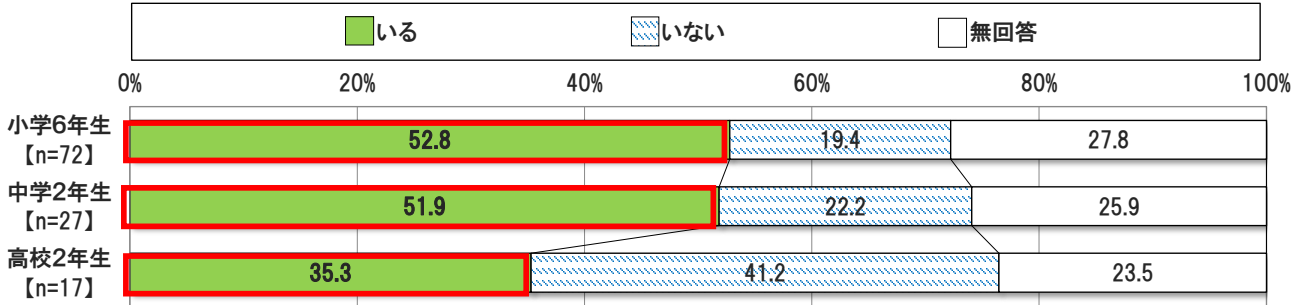
- お世話について相談したことがない理由は、各世代「相談するほどの悩みではない」が最も高くなっている。そのほかでは、小学6年生と中学2年生では「相談しても何も変わらないから(相談しても状況が変わるとは思わない)」が高くなっている。中学2年生と高校2年生では「家族外の人に相談するような悩みではない」が高くなっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、国の調査結果と類似した傾向である





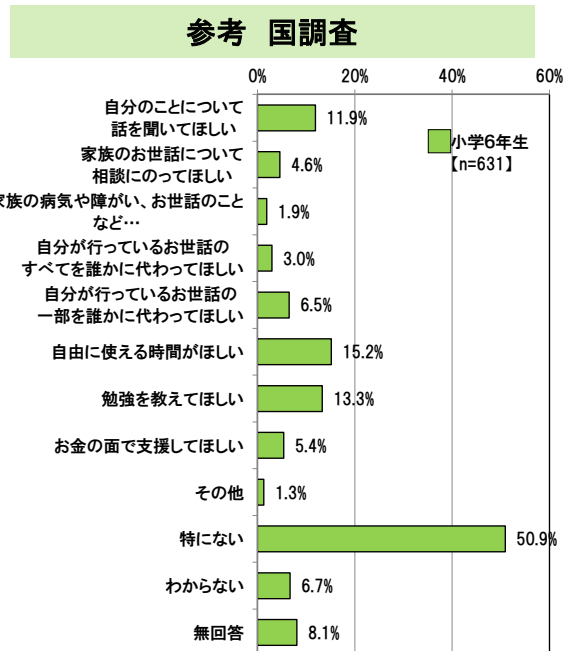
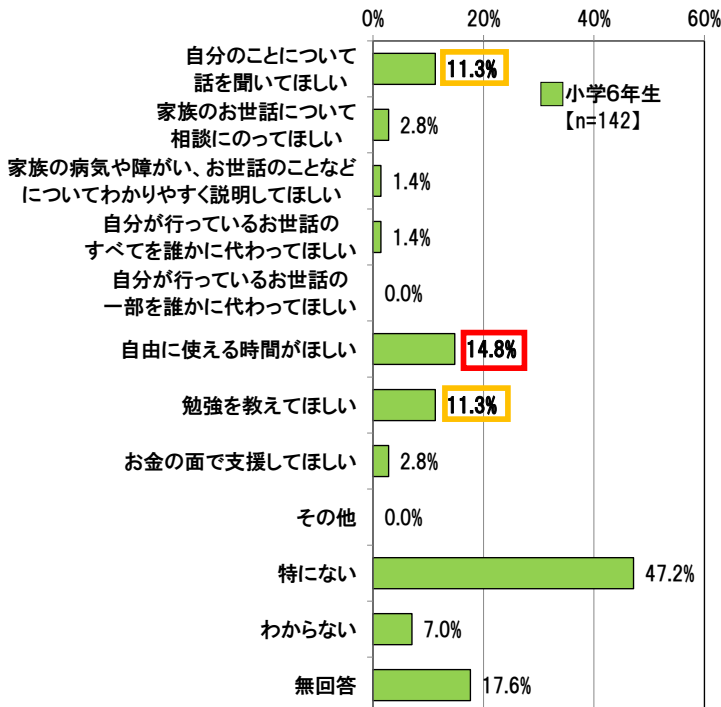
# ⑱ 世話について話を聞いてくれる人の有無

- 世話について相談した経験がないと回答した児童生徒で、世話について話を聞いてくれる人の有無は、**小学6年生は52.8%、中学2年生は51.9%、高校2年生は35.3%**が「いる」となっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、「いる」と回答した割合が、国の調査結果より低い傾向である。



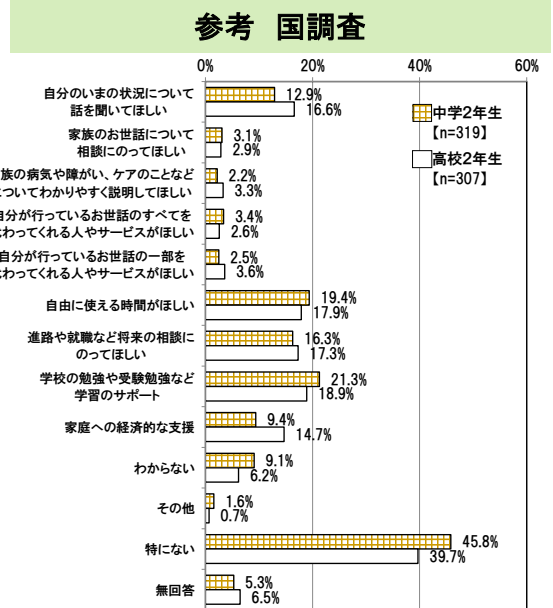
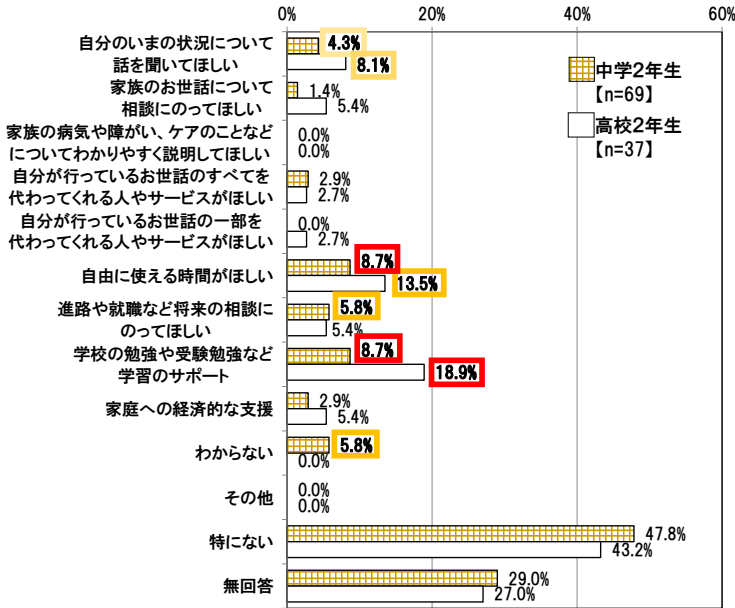
# ⑳ 学校や大人にしてもらいたいこと、必要な支援 (小学6年生)

- 考察は㉑へ記載する。



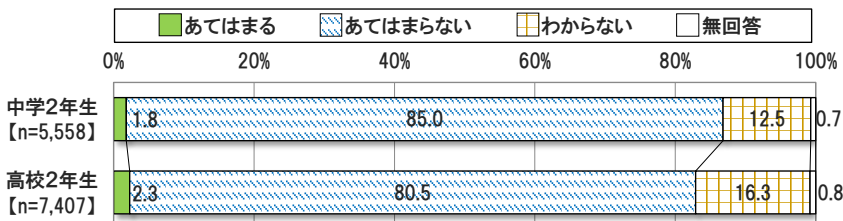
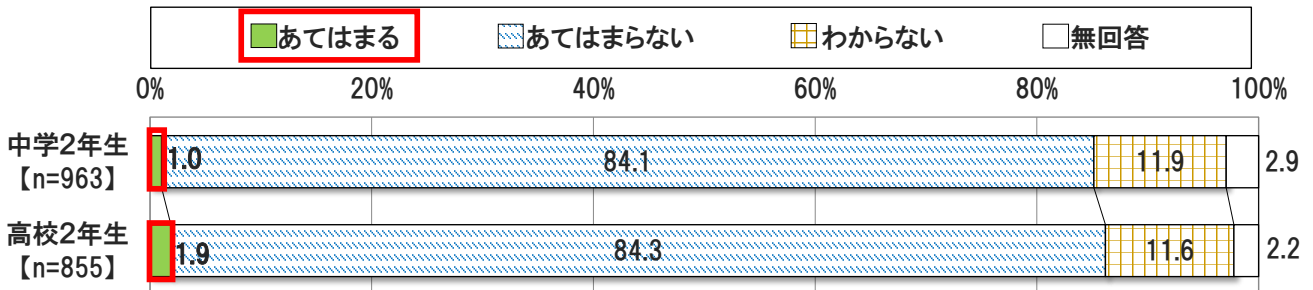
## ⑳ 学校や大人にしてもらいたいこと、必要な支援 (中学2年生、高校2年生)

- すべての学年で「特にない」が最も高くなっている。次いで「自由に使える時間がほしい」、「学校の勉強や受験勉強など勉強のサポート(勉強を教えてほしい)」が高くなっている。
- そのほかでは、中学2年生の「進路や就職など将来の相談にのってほしい」(5.8%)、高校2年生の「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」(8.1%)が高くなっている。



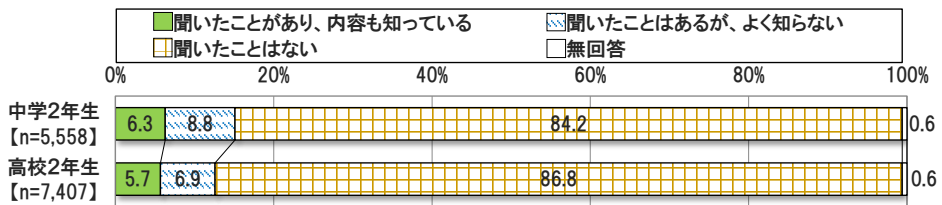
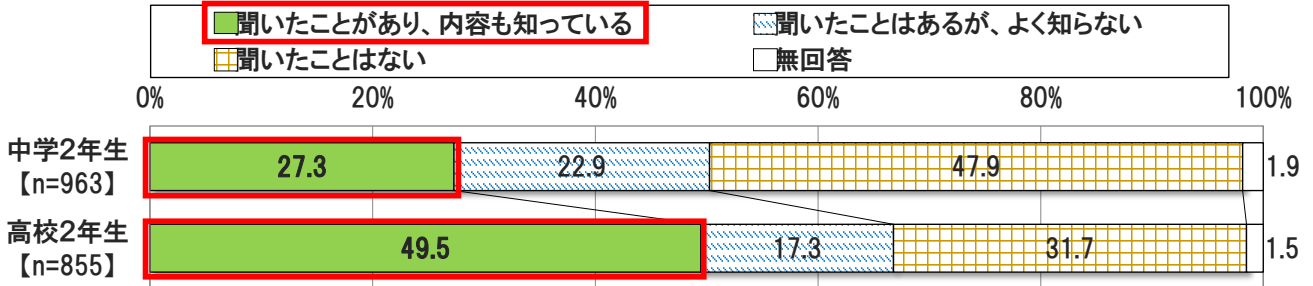
## ㉑ ヤングケアラーの自己認識

- 中学2年生で1.0%、高校2年生で1.9%が「あてはまる」と回答した。(小学6年生は設問なし)  
 (「あてはまらない」には、お世話をしている家族の有無で、「いない」と回答した人を含む。)
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、中学2年生・高校2年生は自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した割合が、国の調査結果より低い傾向となっている。



## ⑳ ヤングケアラーの認知度

- 「聞いたことがあり、内容も知っている」は、中学2年生は27.3%、高校2年生は49.5%となっている。
- 国の調査とは規模や調査時期・無回答の割合などが異なるため、一概に比較することは難しいが、ヤングケアラーという言葉を知っている割合が、「聞いたことがあり、内容も知っている」、「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した割合が、国の調査結果より高くなっている。



## 追加分析① 世話をしている家族の有無 × 家族構成

- 世話をしている家族が「いない」と回答した児童生徒に比べて、「いる」と回答した児童生徒は、「ひとり親家庭」、「二世帯世帯」の割合が高い傾向がある。それぞれの差は、「二世帯世帯」では、小学6年生が1.6ポイント、中学2年生が0.3ポイント、高校2年生が4.8ポイント、「ひとり親家庭」では小学6年生が3.8ポイント、中学2年生が5.2ポイント、高校2年生が6.8ポイントとなっている。

		回答者数 (人)	(%)				無回答
			二世帯世帯	三世帯世帯	ひとり親家庭	その他の世帯	
小学6年生	いる	142	57.0	33.1	9.9	0.0	0.0
	いない	1,070	55.4	36.6	6.1	0.4	1.5
中学2年生	いる	69	53.6	30.4	13.0	2.9	0.0
	いない	869	53.3	37.2	7.8	0.5	1.3
高校2年生	いる	37	54.1	29.7	16.2	0.0	0.0
	いない	808	49.3	38.0	9.4	0.4	3.0

## 追加分析② 世話をしている家族の有無 × 健康状態

- 小学6年生と中学2年生について、世話をしている家族が「いない」と回答した児童生徒に比べて、「いる」と回答した児童生徒は、健康状態が「あまりよくない」、「よくない」と回答した割合の合計が高くなっている。小学6年生では、「よくない」は「いない」の0.7%に対して、「いる」は2.8%で、4.0倍の割合となっている。中学2年生では、「よくない」は「いない」の0.8%に対して、「いる」は4.3%で、約5.4倍の割合となっている。
- 高校2年生について、世話をしている家族が「いない」と回答した生徒に比べて、「いる」と回答した生徒は、健康状態が「よい」、「まあよい」と回答した割合の合計が3.7ポイント低くなっている。

		回答者数 (人)	よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	無回答
小学6年生	いる	142	50.7	22.5	19.0	4.2	2.8	0.7
	いない	1,070	50.8	20.4	23.2	3.4	0.7	1.6
			73.2			7.0		
			71.2			4.1		
中学2年生	いる	69	50.7	20.3	17.4	7.2	4.3	0.0
	いない	869	48.1	22.7	24.5	2.8	0.8	1.2
			70.8			11.5		
			71.1			3.6		
高校2年生	いる	37	48.6	18.9	32.4	0.0	0.0	0.0
	いない	808	44.9	26.2	22.0	3.8	0.7	2.2
			67.5			0.0		
			71.1			4.5		

## 追加分析③ 世話をしている家族の有無 × 出席状況

- すべての学年で、世話をしている家族が「いない」と回答した児童生徒に比べて、「いる」と回答した児童生徒は、「たまに欠席する」、「よく欠席する」と回答した割合の合計が高くなっている。特に、小学6年生では、「よく欠席する」は「いない」の0.9%に対して、「いる」は2.1%で、約2.3倍の割合となっている。

		回答者数 (人)	ほとんど 欠席しない	たまに 欠席する	よく欠席する	無回答
小学6年生	いる	142	78.9	18.3	2.1	0.7
	いない	1,070	80.9	16.4	0.9	1.8
				17.3		
中学2年生	いる	69	75.4	13.0	11.6	0.0
	いない	869	78.3	10.9	9.1	1.7
				20.0		
高校2年生	いる	37	75.7	18.9	5.4	0.0
	いない	808	74.0	13.4	10.1	2.5
				23.5		

## 追加分析④ 世話をしている家族の有無 × 遅刻や早退の状況

- 小学6年生と中学2年生について、世話をしている家族が「いない」と回答した児童生徒に比べて、「いる」と回答した児童生徒は、「たまにする」と「よくする」と回答した割合の合計が高くなっている。一方、高校2年生では低くなっている。
- 特に、中学2年生では、「よくする」は「いない」の1.7%に対して、「いる」は2.9%で、約1.7倍の割合となっている。

(%)

		回答者数 (人)	ほとんどしない	たまにする	よくする	無回答
小学6年生	いる	142	85.2	13.4	1.4	0.0
	いない	1,070	87.0	10.3	1.1	1.6
中学2年生	いる	69	72.5	24.6	2.9	0.0
	いない	869	86.4	10.5	1.7	1.4
高校2年生	いる	37	89.2	10.8	0.0	0.0
	いない	808	84.7	10.9	1.5	3.0

## 追加分析⑤ 世話をしている家族の有無 × 学校生活であてはまること

- すべての学年で、世話をしている家族が「いない」と回答した児童生徒に比べて、「いる」と回答した児童生徒は、「特にない」が低くなっている。
- 世話をしている家族が「いない」と回答した児童生徒に比べて、「いる」と回答した児童生徒は、「提出物を出すのが遅れることが多い」や「宿題ができていないことが多い」、「持ち物の忘れ物が多い」などが高い傾向にある。

(%)

		回答者数 (人)	授業中に寝てしまうことが多	宿題ができていないことが多	持ち物の忘れ物が多い	習い事を休むことが多い	提出物を出すのが遅れること が多い	修学旅行などの宿泊行事を欠 席する	保健室で過ごすことが多い	学校では一人で過ごすことが 多い	友だちと遊んだり、おしゃべ りしたりする時間が少ない	特にな い	無回 答
小学6年生	いる	142	7.7	15.5	30.3	2.8	19.7	0.7	3.5	7.7	4.2	54.2	0.7
	いない	1,070	5.2	10.3	20.7	2.8	15.0	0.6	0.6	5.2	3.6	66.2	2.9
中学2年生	いる	69	23.2	33.3	17.4	2.9	30.4	2.9	1.4	5.8	4.3	50.7	0.0
	いない	869	17.5	22.6	23.9	5.2	22.8	0.9	0.6	3.8	3.2	53.5	3.2
高校2年生	いる	37	27.0	18.9	21.6	5.4	24.3	0.0	0.0	8.1	5.4	43.2	5.4
	いない	808	35.1	15.1	14.4	3.8	14.2	0.2	0.9	5.2	5.7	45.3	4.6

## 追加分析⑥ 世話をしている家族の有無 ×現在の悩みごと(小学6年生)

- 世話をしている家族が「いない」と回答した児童に比べて、「いる」と回答した児童は、「友だちのこと」(18.3%)が5.4ポイント、「学校の成績のこと」(16.2%)が5.9ポイント、「家族のこと」(10.6%)が5.9ポイント、「自分のために使える時間が少ないこと」(9.9%)が5.5ポイント高くなっている。

(%)

		回答者数(人)	友だちのこと	学校の成績のこと	習い事のこと	家族のこと	生活や勉強に必要なお金のこと	自分のために使える時間が少ないこと	その他	特にない	無回答
小学6年生	いる	142	18.3	16.2	6.3	10.6	5.6	9.9	4.9	55.6	3.5
	いない	1,070	12.9	10.3	5.6	4.7	2.8	4.4	3.2	68.5	4.1

## 追加分析⑦ 世話をしている家族の有無 ×現在の悩みごと(中学2年生、高校2年生)

- 世話をしている家族が「いない」と回答した生徒に比べて、「いる」と回答した生徒は、「自分のために使える時間が少ない」、「家族内の人間関係のこと(両親の仲が良くないなど)」、「病気や障がいのある家族のこと」などが高くなっている。

(%)

		回答者数(人)	友人との関係のこと	学業成績のこと	進路のこと	部活動のこと	学費(授業料)など学校生活に必要なお金のこと	塾(通信含む)や習い事ができない	家庭の経済状況のこと	自分と家族との関係のこと	家族内の人間関係のこと(両親の仲が良くないなど)	病気や障がいのある家族のこと	自分のために使える時間が少ない	その他	特にない	無回答
中学2年生	いる	69	10.1	33.3	37.7	11.6	1.4	0.0	5.8	5.8	10.1	2.9	8.7	2.9	43.5	2.9
	いない	869	12.8	34.9	34.9	15.8	1.3	0.9	1.7	2.9	3.6	0.9	3.6	1.5	42.5	4.6
高校2年生	いる	37	10.8	32.4	48.6	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	10.8	0.0	29.7	0.0
	いない	808	11.8	34.4	46.9	12.0	3.6	0.7	5.8	2.4	2.6	0.6	5.1	1.5	34.0	5.4

## 追加分析⑧ 世話をしている家族の有無 × 相談相手の有無

- 小学6年生の「相談相手や話を聞いてくれる人がいない(いない)」は、「いない」の10.6%に対して、「いる」は23.0%で、約2.2倍の割合となっている。高校2年生も同様に、「いない」の5.4%に対して、「いる」は11.5%で、約2.1倍の割合となっている。
- 中学2年生の「相談や話はしたくない(話はしたくない)」は、「いる」の23.1%に対して、「いない」は31.5%で、約1.4倍の割合となっている。

(%)

		回答者数(人)	相談相手や話を聞いてくれる人がいる(いる)	相談相手や話を聞いてくれる人がいない(いない)	相談や話はしたくない(相談や話はしたくない)	無回答
小学6年生	いる	61	50.8	23.0	23.0	3.3
	いない	321	52.6	10.6	28.5	8.3
中学2年生	いる	39	64.1	5.1	23.1	7.7
	いない	473	59.4	5.5	31.5	3.6
高校2年生	いる	26	73.1	11.5	15.4	0.0
	いない	498	74.5	5.4	17.9	2.2

## 「出雲市子ども計画」の策定について

### 1 市町村子ども計画とは

子ども基本法第10条において、「市町村は「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して「市町村子ども計画」を定めるよう努める。」こととされている。

子ども計画の策定にあたっては、「子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他法令の規定により作成する計画であり、子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」こととされている。

### 2 子ども大綱とは

令和5年12月22日に閣議決定された「子ども大綱」は、子ども基本法第9条により「子どもまんなか社会」を目指し、次の基本的な方針などが定められている。

#### (1) 基本的な方針（6つの柱）

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

#### (2) 子ども施策に関する重要事項

- ① ライフステージを通じた重要事項
- ② ライフステージ別の重要事項
- ③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

#### (3) 子ども施策を推進するために必要な事項（子ども・若者の社会参画・意見反映など）

### 3 出雲市子ども計画の策定

令和6年度に「出雲市子ども計画」を策定する予定です。

策定にあたっては、「子ども大綱」等を踏まえ、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画内容を含め、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画を包含した計画とする考えです。

現在、3月議会に計画策定のための予算を計上しています。



# こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

## 【説明資料】

**全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸せな生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。

- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

# こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

## ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

## ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

## ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

## ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

# こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

## 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
  - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
  - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
  - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
  - ・居場所づくり
  - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
  - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
  - ・いじめ防止
  - ・不登校のこどもへの支援
  - ・校則の見直し
  - ・体罰や不適切な指導の防止
  - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
  - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
  - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
  - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
  - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

# こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

## 目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

## 指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

## 「今後の市立幼稚園のあり方」の検討状況について

出雲市教育政策審議会において審議をしている「今後の市立幼稚園のあり方」の検討状況について、下記のとおり報告します。

## 1. 経過報告

## (1) 出雲市教育政策審議会の開催状況（※市立幼稚園のあり方検討に関する審議を抜粋）

回	開催日	検討内容等
第1回	7月24日	・「今後の市立幼稚園のあり方について」を諮問
第2回	8月9日	・幼稚園・保育所・認定こども園に関するアンケート実施について【回答数；2,690人（保護者2,548人、一般142人）】
第4回 ～ 第8回	10月3日 ～ 令和6年 2月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度ワーキング会議のまとめの説明</li> <li>・園児数の推移と将来推計等についての説明</li> <li>・市立幼稚園での幼児教育の取組状況の説明</li> <li>・保育所、認定こども園、幼稚園の制度比較</li> <li>・3つの論点を中心に審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼児教育のあり方（幼児期に育てる姿）</li> <li>② 集団教育のあり方（規模を含む）</li> <li>③ 市立幼稚園が果たしている役割と今後の役割</li> </ul> </li> <li>・現地視察【令和6年1月24日(水)】 <ul style="list-style-type: none"> <li>①上津幼稚園；小規模園の状況</li> <li>②北陵認定こども園；認定こども園の状況</li> <li>③今市幼稚園；特別支援拠点園の状況</li> </ul> </li> <li>・答申の骨子（素案）について</li> </ul>

## (2) これまでの審議において出ている3つの論点の主な意見

## ① 幼児教育のあり方(幼児期に育てる姿)

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理念をもとに、学びに向かう力や非認知能力を育てることに幼児教育の重要性があると改めて認識した。

学校としてのスタートとなる幼稚園の機能は、幼児期における人間形成、就学前の教育の場として保証する必要があると感じている。

## ② 集団教育のあり方(規模を含む)

幼児教育においては、集団生活を通じて、自主、自立、協同の精神や規範意識の芽生えを養うことが目標とされており、一定規模の集団は必要と考えるが、集団の規模に対する考え方は地域によってまちまちである。

核家族化や保護者の働き方の変化に伴い、低年齢からの保育所入所が進み、幼稚園においては、一定規模の集団を保ちながらの存続は困難な状況にあるのではないかと。地域によって状況が異なると思うが、アンケートにもあった、幼稚園の統合や、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園化などの方策も考える必要があると感じている。

### ③ 市立幼稚園が果たしている役割と今後の役割

今市幼稚園や中央幼稚園を中心に、特別な支援が必要な園児の受入れや幼児通級指導教室の運営など、先導的な役割を果たしてきた。保育所における受入れも進んでいるが、今後も、市立幼稚園におけるインクルーシブな保育・教育環境を充実していく必要があると考える。

保幼小連携など、学びの連続性が保証できるよう、幼児教育の取組において、市立幼稚園が先導的な役割を果たせる体制を構築してほしい。

### (3) 答申の骨子(素案)について

#### 1. はじめに

#### 2. 出雲市立幼稚園の現状と課題

- (1) 市立幼稚園の設置経緯と幼稚園・保育所園児数の推移
- (2) 園児数の推移と今後の推計
- (3) これまでの取組と経過
  - ・ 預かり保育の取組
  - ・ これまでの閉園の状況
  - ・ 市立幼稚園での幼児教育の取組
- (4) 市立幼稚園の課題

#### 3. 幼児教育の方向性について

- (1) 審議を進める上での主な論点
- (2) 3つの論点について
  - ア. 幼児教育のあり方（幼児期に育てる姿）
  - イ. 集団教育のあり方（規模を含む）
  - ウ. 市立幼稚園が果たしている役割と今後の役割
- (3) 市立幼稚園が果たしてきた役割を維持するための方策について
  - ア. 認定こども園制度の検討
  - イ. 「幼稚園が果たしてきた役割」と「幼児教育」のあり方
  - ウ. 幼稚園が果たしてきた役割の維持と効果的な幼児教育を形成するための市立幼稚園のあり方について
  - エ. 「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針」の取扱い

#### 4. 今後の市立幼稚園のあり方について

- (1) 幼児教育のあるべき姿
- (2) 幼児教育における集団の規模
- (3) 幼稚園が果たす役割を形成するための施設形態・配置
- (4) 特別な支援を要する児への配慮
- (5) 今後、市がとるべき対応

## 2. 今後のスケジュール

現地視察で把握された状況とともに、多くの意見が出ている3つの論点を中心に引き続き慎重な審議がおこなわれています。

今後は、答申の骨子（素案）に沿って整理をおこなうこととし、新年度に2回程度、審議会を開催し、7月頃に答申がおこなわれる予定です。